

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第七十四号

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良県病院事業の設置等に関する条例及び奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の廃止)

**第一条** 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 奈良県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号)
- 二 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例(昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号)

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条の五を削る。

第四条第一項中「(県立病院に勤務する医師を除く。)」を削る。

第六条を次のように改める。

## 第六条 削除

第十条の十三第三項中「深夜」の下に「(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)」を加える。

第十条の二十第一項中「の時間」の下に「(一般職の職員の給与に関する条例第十條に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに同条後段に規定する人事委員会規則で定める日における正規の勤務時間を含む。)」を加える。

第十一条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

(奈良県特別会計設置条例の一部改正)

**第三条** 奈良県特別会計設置条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号)の一部を

次のように改正する。

第一条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 病院事業の清算 奈良県病院事業清算費特別会計

第二条の表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

十五 奈良県病院事業 清算費特別会計	清算収入、財産売却収入、 一般会計繰入金及び附属 諸収入	清算費、公債費その他の 諸支出
-----------------------	------------------------------------	--------------------

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正）

**第四条** 奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項及び第四項中「第一項第四号イ」を「第一項第二号イ」に改める。

第三条第一項中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第二号イ」に改め、同項の表看護専門学校の項を削り、同表中「前条第一項第四号ア」を「前条第一項第二号ア」に改め、同条第二項中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第二号イ」に改める。  
第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「看護専門学校にあつては入学手続をする際に、高等学校にあつては」を削る。

（奈良県立医科大学、医療センター及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例の一部改正）

**第五条** 奈良県立医科大学、医療センター及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金条例

第一条中「、医療センター（）」を「及び医療センター（）」に、「及び県立病院の施設等」を「の施設等」に、「南和広域医療組合」を「南和広域医療企業団」に、「医療センター及び県立病院」を「及び医療センター」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(奈良県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第一条第一号の規定による廃止前の奈良県病院事業の設置等に関する条例第九条第一項に規定する病院事業の業務の状況を説明する書類で、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。  
(奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に第一条第二号の規定による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の規定により徴収すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。  
(奈良県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第三条の規定による改正前の奈良県特別会計設置条例第一条第九号に規定する奈良県病院事業費特別会計（以下「旧奈良県病院事業費特別会計」という。）に係る平成二十七年年度の決算については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際旧奈良県病院事業費特別会計に属する権利及び義務は、奈良県病院事業清算費特別会計に帰属するものとする。  
(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第四条の規定による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった授業料、入学検査料及び入学料については、なお従前の例による。